

第百六号議案

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。
別表一の項2中「いう。」の下に「以下この項、」を、「金額」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」を加え、同表五の項中「（昭和四十二年法律第四百十九号）」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。